

第1号議案

流山市広告物条例施行規則における電光掲示板、液晶等による屋外広告物について

令和5年4月28日の広告物審議会でご審議いただきました『流山市広告物条例施行規則における電光掲示板、液晶等による屋外広告物について(諮問)』で、審議会よりご指摘いただいた内容（緩和すべき対象が明確であるのであれば、対象を絞って具体的に表記すべき）をふまえ、再検討いたしました。

改めて、審議委員のご意見を伺いたいと存じます。

【4/28 広告物審議会時点での改正案】

電光掲示板、液晶等による屋外広告物とは、電気的に発光することにより常時表示の内容を変更できる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいう。（ただし、意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止したものは除く。※）

※意図せず使用状況に応じて表示が切り替わるもの及び60秒以上静止したものであっても、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- (1)踏切付近（踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分）に設置されるもの。
- (2)信号機付き交差点付近（停止線までの範囲）に設置されるもの。
- (3)点滅表示のもの。（照度の強弱による表示も含む。）



【5/12 再検討後の改正案】

電光掲示板、液晶等による屋外広告物とは、電気的に発光することにより常時表示の内容を変更できる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいう。（ただし、駐車場（自動車又は自転車の駐車場所をいう。）の利用状況（「満」、「空」、「混」等）を表示するもの、及びガソリンスタンドにおける油種の価格を表示するものを除く。）

※駐車場の利用状況を表示するもの、及びガソリンスタンドにおける油種の価格を表示するものであっても、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- (1)踏切付近（踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分）に設置されるもの。
- (2)信号機付き交差点付近（停止線までの範囲）に設置されるもの。
- (3)点滅表示のもの。（照度の強弱による表示も含む。）